

広報



もりよし

平成3年

月号



No.404

1991年7月10日発行

■編集と発行 / 森吉町役場総務課 (秋田県北秋田郡森吉町米内沢字七曲51 ☎0186-72-3111)

■印刷 / (有)武石印刷所

一般補償に関する協定調印式



一般補償基準協定に調印

6.26

森吉山ダム建設へ
向けて大きく前進

(記事は2~5ページに掲載しています)

(3) 広報もりよし 平成3年7月号

森吉山ダム建設へ向けて大きく前進

協定締結された一般補償の対象

(1) 貯水池用地取得面積 346ha

内訳 宅地 約 16ha

田 約 115ha

畑 約 17ha

山林 約 171ha

その他 約 27ha

(2) 少数残存者補償対象面積 44ha

内訳 宅地 約 4ha

田 約 35ha

畑 約 5ha

(3) 移転世帯数 199世帯 (702人)

内訳 水没141世帯 (523人)

少残 58世帯 (179人)

()内は6月1日現在調べによる

(4) 県・町道等の関連工事の用地

取得面積 約 96ha



森吉山ダムの建設によって水没することとなる八集落（桐内、姫ヶ岱、様田、向様田、惣瀬、森吉、鷺ノ瀬、深渡）百四十一世帯、少数残存地域の六集落（桐内沢、碎渕、小滝、女木内、湯ノ岱、平田）五十八世帯の関係者が、補償交渉を円滑に進めることを目的として、平成2年3月十一日に組織された委員会です。

森吉山ダム補償交渉委員会

を祈念します」と述べ、山田委員長は「（別掲）」とあいさついたしました。続いて立会人の佐々木県知事が「残存地補償を含め関係機関と連携しながら諸対策を進めています」、高田町長が「（別掲）」と祝福しました。

平成十一年に完成予定の森吉山ダムは、総事業費約九百十億円のぼります。この地域の発展にはかり知れない役割を果たす一大プロジェクトですが、百九十九世帯約七百人が住み慣れた土地を離なければなりません。この方たちの新しい生活には、とまどいもあるのではないかでしょうか。多くの方々から得た深い理解と協力は明日の町づくりへ必ず生かされます。

二十一世紀へのうるおいの町づくりへ、みんなが歩きだしたのですから……。

そして、建設省、秋田県、関係各位におかれましては、より豊かな地域振興への御指導、御支援を賜りますように。御臨席を頂戴しております皆様には、益々御健勝でありますように御祈念申しあげまして、一言御祝いの言葉といたします。

町長 高田要蔵

平成3年6月26日

森吉山ダムの建設事業に伴う一般補償に関する協定調印

一人ひとりの深い理解と協力で森と湖、うるおいの21世紀へ歩きました。

森吉山ダム建設へ向けて
大きく前進!!

森吉山ダムの建設に伴う一般補償に関して、森吉山ダム補償交渉委員会（山田惣兵衛委員長）と事業主体の建設省東北地方建設局（玉田博亮局長）の調印式が、佐々木喜久治県知事と高田要蔵町長の立ち会いのもとで、六月二十六日午前十一時よりコミュニケーションセンターで行われました。

東北地方建設局（森吉山ダム工事事務所）は、補償交渉委員会と森吉山ダムの建設事業に伴う土地等の取得に対して、昨年八月から一般補償の協議を重ねてきましたが、この度、合意に達したため、協定を締結することになったものでした。

今後、地権者との個別交渉に入り、補償金支払いのための契約が進められ、平成四年度のダム本体着工などへ向けて大きく動き出すことになりました。

調印式には、地権者、国、県、町関係者など三百人余りの方が出席し、大西崇夫森吉山ダム工事事務所長の経過報告につづいて、玉田東北地方建設局長と山田森吉山ダム補償交渉委員会委員長が、佐々木県知事、高田町長の立ち会いのもとに一般補償基準に関する協定を締結しました。

このあと玉田局長が「生活再建対策に努め、ダムの早期完成をめざし、地域の発展に貢献することになりました。統一して立会いの場所であります。この間、佐々木秋田県知事は、水没内の残存農地も買っていただきました。しかし、奥残存地の方々は、まだいろいろお願いがあるようですが、建設省からの補償が十分でないで地権者のみなさまは、町内移転、または町外移転といろいろありました。七ヶ宿ダムなどでは、移転後にいろいろ問題があつたようです。

なお、地元の皆様には、今日の日をほんとうにお待ちしていただいたことと思いますが、建設省からの補償が十分でないで地権者のみなさまは、町内移転、または町外移転といろいろありました。七ヶ宿ダムなどでは、移転後にいろいろ問題があつたようです。

ですから皆様も、十分気をつけて頑張ってください。また体にも十分気をつけて頑張ってください。

おかけさまで本日このように大事な式典が行われ、大変喜ばしく思います。また、佐々木秋田県知事さんは、水没内の残存農地も買っていただきました。しかし、奥残存地の方々は、まだいろいろお願いがあるようですが、建設省からの補償が十分でないで地権者のみなさまは、町内移転、または町外移転といろいろありました。七ヶ宿ダムなどでは、移転後にいろいろ問題があつたようです。

なお、地元の皆様には、今日の日をほんとうにお待ちしていただいたことと思いますが、建設省からの補償が十分でないで地権者のみなさまは、町内移転、または町外移転といろいろありました。七ヶ宿ダムなどでは、移転後にいろいろ問題があつたようです。

森吉山ダム補償交渉委員会
委員長 山田惣兵衛

平成3年6月26日

一般補償基準の妥結に感謝して

只今は、森吉山ダム関係者一同待望の森吉山ダム一般補償基準に関する協定、調印式が厳粛の内に大きな希望の上にめでたく終了いたしました。心から深くお喜びを申し上げる次第でございます。

皆様ご存じのとおり、森吉山ダムは、人それぞれの思い出多い歳月の中で世紀の前進を見たのでござります。

特に、地権者の皆様は小又川、阿仁川、米代川流域の住民の生命、財産を不慮の災害から守り、さらに水資源を活用し、流域産業の振興に寄与する大理想、人間愛に私心を乗り越えた御理解、大英断の賜物と深く感謝を申しあげる次第でございます。

また、関係機関各位多数の御臨席のもとに、極めて円満に、祝福の中での本調印式がめでたく終了いたしましたことは、東北地方建設局長玉田博亮様、秋田県知事佐々木喜久治様をはじめ、関係各位の全幅の御理解の上に寛大なる対応の賜物でございます。本当に有難く、心より感謝を申しあげる次第でございます。

結びに、地権者の皆様には新たな門出を祝福し、より一層の御隆盛がありますように。また、森吉山ダムには、新たなる地域社会づくりへのインパクトになりますように。

調印式のごあいさつ

森吉山ダムの歩み

- S 47. 7 豪雨により米代川未曾有の大洪水発生、大災害となる。
8 建設省(能代工事事務所長)は、森吉町長及び町議会に対し、阿仁川ダム計画構想を説明。
S 48. 3 「米代川水系工事実施基本計画」の改定。
4 阿仁川ダム調査事務所開設。
4 「森吉地域ダム対策協議会」設立。
5 「阿仁川ダム建設反対期成同盟会」設立。
6 阿仁川ダム計画構想及び現地調査協力要請のため地元説明。
S 52. 4 「ダム対策室」設置(森吉町)。
S 53. 7 「森吉町議会」現地調査了解。
S 54. 4 「阿仁川ダムを考える会」設立。
S 55. 1 「阿仁川ダム生活再建相談所」開設(森吉地区及び前田地区)。
8 「郷土を守る会」設立。
S 56. 1 現地調査(ボーリング)開始。
S 57. 4 「阿仁川ダム残存地域会」設立。
S 59. 7 「阿仁川ダム対策連絡協議会(会長 秋田県副知事)」設立。
10 「阿仁川ダム建設促進期成同盟会(会長 森吉町長)」設立。
S 60. 3 ダム現地調査中間結果の説明(4地権者会長、根森田自治会長外)。
S 61. 4 「阿仁川ダム工事事務所」に名称変更。
4 「阿仁川ダム対策事務所」開設(秋田県)。
S 62. 4 「建設省所管事業に係る環境影響評価」を実施。
6 渚水標示板設置開始。
9 「阿仁川ダムを考える会」と「郷土を守る会」は「森吉山ダム地権者連合会」を設立。
12 「少数残存者補償制度の適用について」発表。
S 63. 2 「森吉山ダムの建設に関する基本計画」告示。
2 「森吉山ダム地権者連合会」用地調査を了解。
3 水源地域対策特別措置法に基づくダム指定。
4 「森吉地域ダム対策協議会」用地調査を了解。
4 「森吉山ダム工事事務所」に名称変更。
4 水没地の用地調査に着手。
H 1. 2 「森吉山ダム地権者連合会」は「森吉山ダム平成会」と名称変更。
4 「森吉山ダム関連代替地等取得資金利子補給金制度」開始(秋田県)。
5 水没地外の用地調査に着手。
10 移転先別部会設立。
H 2. 3 「森吉山ダム補償交渉委員会」設立。土地の地目協議開始。
6 代替農地造成に着手(秋田県)。
6 土地の地目別等級協議開始。
6 補償交渉委員会と土地の地目及び等級に関する覚書締結。
8 代替宅地造成に着手(森吉町)。
8 「森吉山ダム建設に伴う損失補償基準」を説明。



H3.6.15 代替地を視察する宅地部会の皆さん

① 洪水調節

米代川水系は、たびたび洪水に見舞われ沿川地域に大きな被害をもたらしました。森吉山ダムは、計画高水流量 $2,300\text{m}^3/\text{s}$ のうち $2,200\text{m}^3/\text{s}$ の洪水調節を行い、台風や大雨の被害から下流の人々の暮らしを守ります。

ダムの目的

④ 水道用水の供給

ますます多くの水道用水を確保し、快適な生活をくれるよう供給します。合川町には新たに1日最大 $5,000\text{立方メートル}$ 、森吉町には1日最大 $4,500\text{立方メートル}$ の水道用水を送ります。また渇水時には、ダムの貯留水を放流して安定した水量確保を図ります。

⑤ 発電

年々増える電気の需要に対して、水のエネルギーを利用した発電を行います。ダム建設とともに新設される森吉発電所(東北電力㈱)から最大出力 $10,600\text{キロワット}$ の電気をつくります。

③ かんがい用水

大野台地区の約 500ヘクタール の農地に対して、新たにかんがい用水を供給し、土地利用の高度化と農業経営の安定に寄与します。

明日の安全と

生活再建対策の主な事項

(1) 代替地造成事業

実施主体 秋田県、森吉町
実施内容 集団移転地として、森吉町が主体となって森吉町内に2箇所の用地取得及び造成を実施している。
代替農地として、秋田県が主体となって森吉町内に2箇所の用地取得及び造成を実施している。

(2) 代替地取得資金の融資

実施主体 秋田県
実施内容 代替地取得資金の利子補給をしている。

(3) 生活再建対策についての調査

実施主体 国、秋田県、森吉町
実施内容 生活再建意向調査、代替地希望調査、代替地提供調査及び代替地計画調査、先例地の移転状況視察等

(4) 生活再建相談

実施主体 国、秋田県、森吉町
実施内容 水没地内(森吉)、前田地区、米内沢地区の3箇所に生活再建相談所を設置し、地権者のあらゆる相談に応じている。

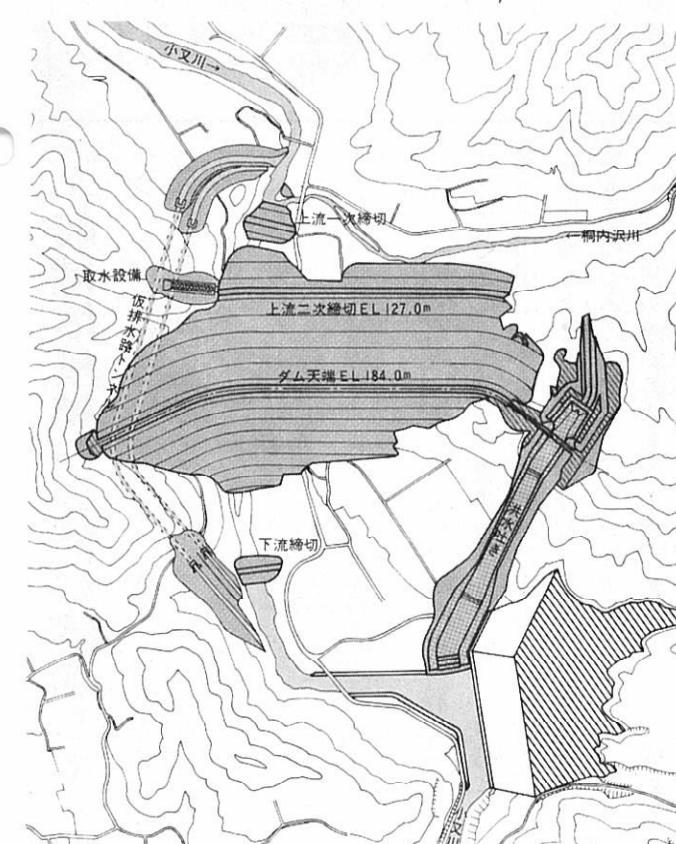
(5) 移転先の範囲(予定)

森吉町内 107世帯(うち集団移転地 56世帯)
秋田県内(森吉町内を除く) 91世帯
秋田県外 1世帯



快適環境をつくる森吉山ダム

ダムの設計



■ダムの諸元

位置 左岸 / 秋田県北秋田郡森吉町大字森吉
右岸 / 秋田県北秋田郡森吉町大字根森田
型 式 / 中央コア型ロックフィルダム
堤頂標高 / E L 184.0m
基礎標高 / E L 94.0m
堤高 / 90.0m
堤頂長 / 651.0m
堤体積 / 約5,000,000m³
地質 / 凝灰岩類・粗粒玄武岩

■貯水池

流域面積 / 248km²
満水面積 / 3.2km²
満水延長 / 7.8km
設計洪水位 / E L 181.5m
サーチャージ水位 / E L 177.3m
常時満水位 / E L 157.0m
最低水位(堆砂位) / E L 143.2m
総貯水容量 / 78,600,000m³
有効貯水容量 / 68,600,000m³
洪水調節容量 / 50,500,000m³
利水容量 / 18,100,000m³
堆砂容量 / 10,000,000m³

■流量

計画高水流量 / 2,300m³/s
調節流量 / 2,200m³/s
計画放流量 / 100m³/s
最大放流量 / 160m³/s
設計洪水流量 / 2,700m³/s

河川の総合開発を担う

米代川は、流域面積 $4,100\text{km}^2$ 、幹線流路延長 136km の1級河川で、その流域は青森県、岩手県、秋田県の3県にまたがっており、古くからこの地方の経済、文化を支える重要な役割を果し、沿川地域の人々に「母なる川」として深く愛され親しまれてきました。しかし、その一方で米代川はたびたび洪水と渇水を繰り返してきました。特に昭和47年7月洪水を契機として、昭和48年3月に米代川水系工事実施基本計画の改定がなされ、二ツ井基準地点における基本高水流量を $9,200\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち $1,000\text{m}^3/\text{s}$ を上流ダム群によって調節し、計画高水流量を $8,200\text{m}^3/\text{s}$ としました。

森吉山ダムはこのダム群のひとつとして米代川水系の最大支川・阿仁川の右支川、小又川に建設されるもので洪水調節のほか、流水の正常な機能の維持、かんがい用水、水道用水の供給、発電を目的とする多目的ダムです。

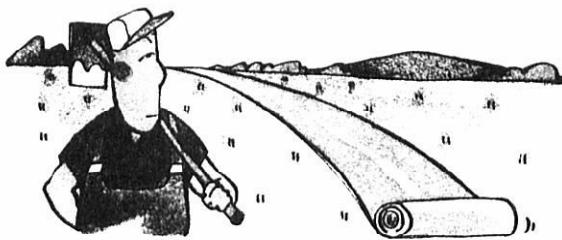
森吉山ダムは、安全で快適な地域社会を築くとともに、当地域の発展に計り知れない役割を果たすものとして大いに期待されています。

無断転用は
法律違反です

農地等の 許可が

農地転用とは……

- 農地等を住宅敷地、工場敷地、道路、山林などの農地以外の用途に転用することです。一時的に資材置き場、飯場、砂利採取場などに転用することも含みます。
- その土地が農地であるかどうかは、現況によって判断されます。地目が農地ならばたとえ不耕作の状態が続いているても、農地性があるかぎり農地と見なされます。また、地目が農地でなくても肥培管理がなされ耕作の用に供されていれば転用には許可が必要です。
- 水田、畑、樹園地等の農地のほか、採草放牧地を売買などをともなって転用する場合は、許可が必要です。ただし、採草放牧地の所有者、利用者がみずから転用する場合には許可はいりません。



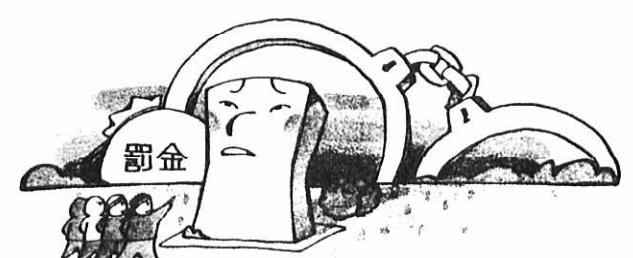
農地転用には2種類あります

- 農地の所有者、耕作者がみずからその農地を転用する場合（農地法第4条）
- 農地の使用収益権を持たない者が農地の所有者、耕作者から農地を買い受け、借り受け、あるいは使用収益権の移転を受けて転用する場合（農地法第5条）

無断転用には厳しい措置が

無断転用者には、県知事が工事等を中止させ、もとの農地に復元せることができます。これに従わない場合は、最高3年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。

また、周辺の方々に多大な迷惑をかけ、経済的にも、道徳的にも大きなマイナスになります。



転用には 必要です

農地等の転用手手続き

1 事前に相談を

農地を農地以外の用途に転換する場合（転用）には法律による制限があり、知事または農林水産大臣の許可が必要です。転用許可申請の手続きには複雑な部分もありますので、転用に関するトラブルを避けるため、許可申請をする前に農業委員会に相談をして、十分な指導・助言を受けたうえで許可申請をした方が、円滑な手続きができます。

2 申請する人

申請者

- 転用目的で農地等の権利を取得する人（転用事業者）
- 転用事業者に農地等の権利を設定したり移転する人（地主）



農地法

3 申請に必要な書類

- 転用の許可申請をする場合は、国が定めた様式の申請書のほかに次の添付書類が必要です。詳しくは、農業委員会に確認してください。
- 申請書 + 添付書類
- ①転用する土地の登記簿の謄本
 - ②転用する土地の地番を表示する図面
 - ③転用する土地の位置、付近の状況を表示する図面
 - ④転用する土地に建設しようとする建物または施設の面積、位置および施設間の距離を表示する図面
 - ⑤転用する土地が土地改良区の地区内にある場合はその土地改良区の意見書
 - ⑥法人の場合は、定款、法人登記簿謄本等
- のほか、◎小作地を転用する場合は、所有者の同意を証明する書面
- ◎転用する土地に使用収益権を設定している場合、その者の同意を証明する書面
- ◎住民票、隣接地の所有者の同意書、その他必要な書類

◎森吉町農業振興地域整備計画に入っている場合

- 農業振興地域農用地域の除外手続 → 森吉町役場農林課
(原則として年2回、3月・9月受付)

↓ (約3ヶ月間)
秋田県知事認可 ← 秋田県知事

- 農地等転用手続 → 森吉町農業委員会
(随時受付)

↓ (約2ヶ月間)
秋田県知事許可 ← 秋田県知事

- 建築確認申請手続 → 森吉町役場建設課
(随時受付)

↓ (約2週間)
秋田県知事許可 ← 秋田県知事

↓ 建築工事着工

◎森吉町農業振興地域整備計画に入っていない場合

②～③の手続きが必要です。



国保
だより

福祉医療費受給者証の更新を

受給者証の有効期間が平成3年7月31日付になって
いる方は、下記日時に更新してください。

- 7月29日(月) 9時～15時 役場福祉保健課保険係
- 7月30日(火) 9時～15時 役場福祉保健課保険係
- 7月31日(水) 9時～15時 前田支所

町内に在住している下記対象者に対して医療費の自己負担分を無料にする福祉医療費の給付制度を実施しています。

まだ受給者証の交付を受けていない方は、役場保険係に申請してください。

人間ドック

1日ドック
もあります

病気の
早期発見治療

申し込みは
役場福祉保健課

短期人間ドック受診制度を実施

区分	対象	適用除外	申請に必要なもの
乳幼児	・2歳未満児及び2歳の入院児	・生活保護法の適用を受けている者(家庭) ・所得制限基準額が超えている場合	・印かん ・保険証
重度心身障害(児)者	・身体障害者手帳1～3級 ・療育手帳(A)所持者	・生活保護法の適用を受けている者(家庭) ・社会保険本人で所得制限基準額が超えている場合	・印かん ・保険証 ・身障手帳 ・療育手帳
高齢身体障害者	・65歳以上の者で身体障害者手帳4～6級所持者	・生活保護法の適用を受けている者(家庭) ・所得制限基準額が超えている場合	・印かん ・保険証 ・身障手帳
母子、父子家庭の児童	・18歳未満の児童 ・夫婦の一方が身体障害者手帳1～2級所持している家庭	・生活保護法の適用を受けている者(家庭) ・所得制限基準額が超えている場合	・印かん ・保険証 ・身障手帳 ・母子年金証書ほか



だより
図書の寄贈
休館のお知らせ

七月二十二日は、ばく書(古文書の虫干し)のため休館させていただきます。この度、山本泉氏より一般図書が寄贈になりました。ありがとうございました。

図書の寄贈

ことわざ親子で楽しむ300話	走りぬけて、風
山主敏子・岡上鈴江	魔術師のくだものづくり
一生一度の学び	伊沢由美子
第37回青少年読書感想文全国コンクール課題図書	岡本文良
(小学校低学年の部)	篠田勝夫
ねこいとおなあ	K・ピアソン
アンナの赤いオーバー	中田友一
ハリエット・ジイーフェルト	三田誠広
エリちゃんでおいで	林京子
あまんきみこ	中田友一
糸でいきる虫たち	（高校の部）
ぼくらのカマキリくん	（中学校の部）
立松和平	（高校の部）
いづみだまきこ	（中学校の部）
山のいのち	（小学校高学年の部）

この度、山本泉氏より一般図書が寄贈になりました。ありがとうございました。

国民年金は、すべての人に共通の基礎年金を支給する制度となりました。そのためには、すべての人が公平に保険料を負担しなければなりません。

厚生年金や共済年金に入していいる人(第二号被保険者)や、サ

ラリーマンに扶養されている配偶者・専業主婦等の人(第三号被保

險者)は、厚生年金や共済年金の制度から保険料が負担されていま

じかし、二十歳から六十歳にな

るまでの長い間には、災害につ

たり、病気やケガ、失業などで保

ばなりません。

国民年金に当然加入する農業や

自営業など的人は、第一号被保

険者として、国民年金の保険料を納

めなければなりません。

しかし、二十歳から六十歳にな

るまでの長い間には、災害につ

たり、病気やケガ、失業などで保

ばなりません。

国民年金に当然加入する農業や

自営業など的人は、第一号被保

険者として、国民年金の保険料を納

めなければなりません。

TOPIC トピック

教育委員会 072-4633

話題・わだい 教育委員会

家庭バレー ボール 7月25~27日
参加希望の方はお早めにお申し込みください。

各委員会を委嘱

社会教育委員会

議長: 大倉慶治 副議長: 奥山

謹英 委員: 戸松悦政、金和子、

鈴木正和、松岡忠義、清水昌一、

北林市之丞、細田幸

公民館運営審議委員会

▽委員長: 北村久雄 ▽副委員長:

武石法子 ▽委員: 工藤庸、庄司セ

イ子、庄司得恭、藤原三代子、金

忠一、石崎長

地区公民館・分館長・公館主事

▽分館長: 武石吉呂、金福治郎、

石崎英夫、松浦長右衛門、吉田祐

基、川口庄作

▽分館主事: 楠岡正市、金日朗、

鈴木守、土佐武、播磨辰之助、須

藤侃爾

文化財保護審議委員会

▽会長: 鈴木正和 ▽会長代理: 加

賀利男 ▽委員: 庄司邦蔵、庄司健、

土佐伸一、佐藤一太郎

図書館協議会委員会

▽委員長: 細田昌一 ▽委員: 三浦

謙蔵、田中茂男、松岡美代治、北

林レイ子

スポーツ振興審議会委員会

▽会長: 北村久雄 ▽副会長: 山本

池田博、河田澄夫

体育指導委員会

▽会長: 北村久雄 ▽副会長: 近藤

家庭教育カウンセラーを ご存じですか

県教育委員会では、お子さんを持つ親を対象に、養育や、登校拒否、しつけなど、お困りになつてある方は、家庭教育カウンセラーカーの「高橋玲子」に、お気軽にご相談ください。乳幼児から、小・中・高校生の相談内容などの秘密を厳守致します。

お子さんを持つお父さんやお母さんで、心配事やいろいろな悩みのある方は、家庭教育カウンセラーカーの「高橋玲子」に、お気軽にご相談ください。

奨学生追加募集

△62-1-1-4-2

▼それ以外の日

(連絡先)
北教育事務所 □62-1-2-1-7

鷹巣町元町の自宅

■毎週月・水曜日 8時30分~14時

■成績発表予定

平成3年度の奨学生を次のように

に追加募集します。募集要項や奨

学金貸与願用紙は、本会事務局へ

請求してください。

テーマ

第2回 郷土作文募集

わたしたちの住んでいる森吉町

かぞえきれない遠い昔から、お

じいさん・おばあさん、お父さん

お母さん、そして今わたしたち

までがかなねた、そしてかなね続

ける年月の中に、きざまれた生活

の足跡、育まれたこころのしるし。

それは、ここして見わたせば、

森吉町立図書館か森吉町公民館

まで。

■原稿送り先

品十五点(小学校1年・中・高

学年各四点、中学校三点)

最優秀作品は広報もりよしに掲

載します。

■表彰

品十五点(小学校1年・中・高

学年各四点、中学校三点)

最優秀作品は広報もりよしに掲

載します。

■選考

品十五点(小学校1年・中・高

学年各四点、中学校三点)

最優秀作品は広報もりよしに掲

載します。

納期にあわせた納税計画を

税金を滞納すると延滞金
が加算されます。



税金は法により納入しなければならない指定期限があります。この期限を過ぎると督促手数料や延滞金等が加算され非常に不利な納付をしなければなりません。

◎延滞金の徴収及び納付、納入の根拠規定

地方税法及び森吉町税条例第10条(納定期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)の規定による。

◎延滞金の計算方法

延滞金の割合は、年7.3% (本税納定期の翌月から1月を経過した日以後は年14.6%) となります。具体的には次の算式によって計算します。

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{納付すべき}} \\ \times \\ \boxed{\text{期間(日数)}} \\ \times \\ \boxed{\text{1日当たりの}} \\ \boxed{\text{延滞金の割合}} \\ = \\ \boxed{\text{延滞金}} \\ \text{の額} \end{array}$$

* 本税の額が2,000円未満の場合には、延滞金は納付を要しません。また、本税の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算します。

* 計算した延滞金の額が500円未満の場合は納付を要しません。また、その額が500円以上で100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

* 本税納定期の翌月から1月を経過した日以後の期間については、1日当たりの延滞金の割合は4/10,000になります。

例1 平成2年度の国保税(年税額420,000円)を平成3年3月31日に納入した場合の延滞金の額は、28,800円となります。

例2 平成2年度の固定資産税(年税額80,000円)を平成3年3月31日に納入した場合の延滞金の額は、4,400円となります。

上記の例のように納定期限を過ぎて納入した場合は、本税に加算して納入しなければなりません。

又、延滞金等不足額が納付されない時は、財産の差押えをしなければならないことになりますので、町税の納期内納付、早期完納に心がけましょう。

第3子以降

保育料が免除されます

7月1日から、県の「すこやか子育て支援事業」が実施され、戸籍上の第3子以降は保育料が免除されます。

これは、子どもを「すこやかに生み育む環境づくり」として、子育てに係る経済的負担の軽減を図るために、県と町が保育料の半分ずつを負担するもので、保育園、へき地保育園、児童館が対象となります。

免除を受けるには免除申請書と戸籍謄本が必要で、免除申請書は役場、支所、各保育施設にあります。

現在入園中で該当される方は、実施初年度のため9月30日までに申請すると7月1日まで遡及されますので、お早めに福祉保健課児童係へ申請してください。

なお、3歳児以下の途中入園の場合は、施設によっては入園できない場合もありますので、あらかじめ福祉保健課へご相談ください。

一部列車の接続が変わります

JRでは、平成3年8月27日から時刻改正が予定されておりますが、これに伴っての時刻改正を秋田内陸線ではいたしませんので、一部列車の接続に変更があります。ご注意ください。

■角館駅からの接続

①内陸線「急行もりよし3号」からJR特急「たざわ15号」秋田行に接続しません。

②内陸線角館駅15時46分着普通列車から、JR田沢湖駅行普通列車に接続します。

*その他の列車接続については、鷹巣駅、角館駅とも変わらない予定ですので、JRの時刻改正後は「壁張り時刻表」を訂正してご利用ください。

第12回産業文化祭ポスター・標語募集集

10月26、27日実施予定の第12回産業文化祭のポスター、標語を募集致します。規格は問いません。採用者には感謝呈致します。

■締切 8月10日

■応募先 役場町おこし対策課



公立米内沢総合病院

外科 松本陸郎

紙面から
聴診器

"痔" の話

前回のこのコラムでは太陽癌の話がありました。今回は私達の命は直接脅かさないものの、頻度が高い身近な病気である痔について述べたいと思います。一概に痔と言いましても色々な種類があります。その出来る場所はいずれも

肛門の近くですが、出来方によつて次の三つに大きく分類されています。
①痔核：いわゆる「いぼ痔」です。肛門内外の血管（静脈）が瘤のよう腫れて痛みや出血などの症状ができます。また、肛門の内側に出来た痔核は大きくなると肛門の外に飛び出すようになります。②裂肛：いわゆる「切れ痔」です。文字どおり肛門が切れる訳で、痛みが主な症状です。肛門は感覚を司る神経が集中している所ですので、その痛みたるや排便後数時間も激しく痛み続けることもあります。

③痔瘻：瘻とはトンネルのことです。肛門の内側には大腸の終着点の直腸がありますが、この一部にバイ菌が入ると膿を持ちます。すると人間の体はこの膿を体の外に出そとして肛門の外に出口のあるトンネルを作ってしまうのです。さてそれでは、一体どれくらいの人が痔に悩んでいるのでしょうか。40歳以上の殆んどの人は痔核、特に肛門の内側の痔核を持つていると言われています。しかし、そのためらつている人がいる事を考えますと、病院で治療を受けている患者さんの数から痛みや出血などの症状が実際にある人の数を推定するのは難しいようです。ただし、病院を受診される患者さんの比率からいえば、やはり痔のうち内痔で悩む人が多いと思われます。

そこで、その内痔核についてもう少し詳しくお話しします。痔核とは前にも述べましたが、肛門の血管の瘤です。この中に血の塊が詰まりますと痛みを生じますが、何と言つても主な症状は排便後の出血です。軽いものでは血が紙に

出でます。軽いものでは血が紙に

愛のひと声 非行を防ぐ

みちがな歴史(86)
名字と苗字(3)

民事法（通称民法）には戸籍法があり、昭和二十三年一月一日に施行された。その第十三条は戸籍の記載事項（記入しなければならないこと）であり、一から八まである。第一番目は氏名である。

一般的には氏は名字、名は名前だら通常の文章には氏名と書かれていて、そのときには「名前（丁寧なときはお名前）」とだけ記入されている。

正在のものもあるが、大方のひどいときは正確に「氏名」を書いておられるし、また、そう書いてなんの不思議もいまは感じられない。が、うがつたいい方をするときには「名」（太郎など）だけを書くのが正しい。さらに、よくお名前をお書きください」と言わわれると、ちゃんと「氏名」を書かれている。が、うがつたいい方をするときには「氏名」（太郎など）だけを書くのが正しい。さらに、よくお名前をお書きください」と言わわれると、ちゃんと「氏名」を書かれている。

正在のものもあるが、大方のひどいときは正確に「氏名」を書いておられるし、また、そう書いてなんの不思議もいまは感じられない。が、うがつたいい方をするときには「名」（太郎など）だけを書くのが正しい。さらに、よくお名前をお書きください」と言わわれると、ちゃんと「氏名」を書かれている。

正在のもの

1991

JULY

7

広報

Calendar

今月の
土曜閉庁日は、13日と27日です。

カレンダー

平成3年7月・文月(ふみつき)

■編集と発行 秋田県森吉町 0186-72-3111

昨年の森吉町の天気

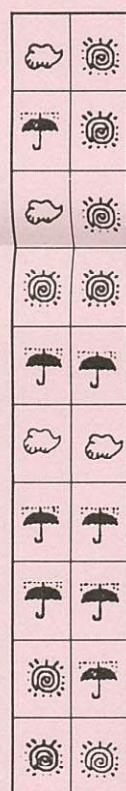


1 (月) 赤口	阿仁川アユ釣り解禁 青少年を非行から守る全国強調月間	社会を明るくする運動月間
2 (火) 先勝		
3 (水) 友引	心配ごと相談日 (老人センター)	リハビリ学級 (野外訓練)
4 (木) 先負		
5 (金) 仏滅		
6 (土) 大安		社会を明るくする運動
7 (日) 赤口	第42回県民体育大会相撲競技会 (前田会場)	
8 (月) 先勝		
9 (火) 友引	母子手帳交付 (役場/10:00~)	
10 (水) 先負	3歳児健診 (構造改善センター)	

町営住宅
入居者募集

- 募集中地 田ノ沢
- 家賃月額 10,000円
- 募集戸数 2戸
- 申し込み

役場建設課住宅係



11 (木) 仏滅	老人クラブ定例会米内沢地区	
12 (金) 赤口		
13 (土) 先勝	土曜閉庁日	
14 (日) 友引	第19回北秋田・鹿角母子寡婦福祉のつどい (コミセン)	
15 (月) 先負	胃検診 (森吉山荘)	
16 (火) 仏滅	胃検診 献血車巡回日 (森吉福祉館)	
17 (水) 大安	胃検診 乳児健診 第26回森吉町家庭バレー大会 (卷渕集会所) (構造改善センター) 心配ごと相談日 (支所)	
18 (木) 赤口		
19 (金) 先勝		
20 (土) 友引		

農業技術テレホンサービス

鷹巣農業改良普及所では農業技術情報のテレホンサービスを行っております。 0186-0029

— プログラム —

- 7月1日～5日 夏秋野菜の管理について
- 7月6日～12日 葉いもち病防除のポイント
- 7月13日～19日 穂肥について
- 7月20日～26日 いもち病、紋枯病、ウンカの防除について
- 7月27日～31日 収穫期前後の水管理



21 (日) 先負	森吉山高原キャンプ場開き 森吉町消防訓練大会	
22 (月) 仏滅	胃検診 (本城コミセン)	
23 (火) 大安	胃検診 (米内沢駅前自治会館)	
24 (水) 赤口	胃検診 (コミセン)	
25 (木) 先勝	リハビリ学級 老人クラブ定例会米内沢地区	
26 (金) 友引		
27 (土) 先負	土曜閉庁日	
28 (日) 仏滅		
29 (月) 大安	胃検診 (五味堀児童館)	
30 (火) 赤口	胃検診 (前田基幹集落センター)	
31 (水) 先勝	胃検診 国民健康保険税 (森吉縫製) 2期分の納期限	

アメシロ防除機械を貸し出します

アメシロ防除は地区一体の防除が効果的です。防除の際は、役場より防除機械を貸し出しますので、自治会内で共同して防除を行ってください。

機械の貸し出しについては役場農林課林務係まで

0186-3111 内線18

森吉町役場前田支所	0186-72-2111
コミュニティセンター	0186-72-3259
前田基幹集落センター	0186-72-2100
町立図書館	0186-72-3192
浜辺の歌音楽館	0186-72-3014
国民健康保険診療所	0186-72-2019
公立米内沢総合病院	0186-72-4501
社会福祉協議会	0186-72-3494

上させるための運動のリーダーとして活躍していただけ方々に法律上の資格を付与してその活動の促進を図ることとしたものです。

森吉警察署では、5月9日に5人の方に対する委嘱書の交付式を行うとともに、森吉区地域交通安全活動推進委員協議会を設立しました。

当町からは、庄司恭居さん(会長・前田地区担当)、近藤雪美さん(米内沢地区担当)の2人が委嘱されています。

「建設業者の皆様へ」

平成3年度 経営事項審査説明会

建設業法に定める経営事項審査を本年度希望される方(国、県、市町村等の公共工事発注機関に対し入札参加資格申請(指名願い)を提出する予定の方)について、秋田県では次の日程で説明会を行いますのでお知らせします。

■日時 北秋田管内

7月15日(月) 午後1時

■会場 鷹巣阿仁広域交流センター

また、平成3年度秋田県建設工事入札参加資格申請の説明会も同時に行います。

生活の中の危険物

私たちの生活の中には必需品であって、しかも燃え易いものがたくさんあります。

例えば暖房用の灯油、サラダオイル、接着剤、塗料、マニキュア液、ベンジンなどで、いずれも消防法で「危険物」に指定され、保管、取扱方法が定められています。

取扱い中にタバコの火が引火し、火災に至った例もあります。充分注意してください。

危険物、いつも本番、待ったなし

建設機械運転科

訓練生募集

大型特殊車の運転、整地作業と移動式クレーン運転技能を習得します。

■期間 7月2日～9月30日

1月7日～3月23日

※くわしくは秋田県立北高等技能専門校(0186-62-1626)まで

昨年はこんなことが……

7月

5日(木)・第25回家庭婦人バレー大会(～7日)

9日(月)・地方部との懇談会

10日(火)・森吉山ダム建設期成同盟会総会

・米代川治水期成同盟会、

国道7号拡幅改良促進期成同盟会合同総会

11日(水)・臨時議会

12日(木)・町物産協議会設立総会

14日(土)・秋大附属小と浜辺の歌音楽館附属児童合唱団との交流会

15日(日)・町消防訓練大会

22日(日)・第9回ソフトボール選手

8月

2日(木)・老人保健施設もりよし荘起工式

4日(土)・集落対抗少年野球ミニバースケ大会

7日(火)・森吉山麓七夕火まつり

8日(水)・阿仁川に親しむつどい

9日(木)・マルメロ酒ほの香発表会

12日(日)・バスケットフェスティバル

15日(水)・成人式

18日(土)・水辺の祭典

22日(木)・戦没者追悼式